

藤沢市病院群輪番制病床確保対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢市と公益社団法人藤沢市医師会（以下「医師会」という。）との間で締結した「救命救急センター等の後方支援及び救急医療体制の充実に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、協定書第6条に規定された医師会が負担する費用に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 当番病院 「病院群輪番制（内科・高齢者救急及び外科）の実施に関する協定書」に基づき指定された、入院・手術等を必要とする二次救急患者に対する医療を行う病院又は有床診療所をいう。なお、この指定は藤沢市域において1日当たり内科・高齢者救急1施設、外科系1施設である。
- (2) 協力病院 協定書に指定された、救命救急センター等での初期対応が終了し、引き続き入院加療を必要とする患者に対し、救命救急センター等からの転送を受け入れるために病床を確保している病院又は有床診療所をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 補助の対象事業は、協力病院が救命救急センター等から転送患者の受け入れを行った場合とする。ただし、協力病院が当番病院に該当していた場合は除く。

- 2 補助金の額については、協力病院が救命救急センター等からの転送を受け入れた件数に単価を乗じて得た額とする。
- 3 前項の単価については、市長が別に定める。

(補助金交付の申請手続)

第4条 医師会は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、交付決定通知書（第3号様式）により、医師会に通知するものとする。

ただし、補助金の額は交付予定額とし、交付決定通知書にその旨を記載する

ものとする。

(事業完了届兼実績報告の提出)

第6条 第4条で申請した事業は、四半期ごとに区切って行い、医師会は各期ごとに事業完了届兼実績報告書(第4号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、年度最後の報告時には、次に掲げる(1)と(2)の事項のほかに(3)(4)(5)の事項を記載した書類を添えて提出するものとする。

(1) 転送患者の受け入れ件数

(2) 協力病院への支払い内訳

(3) (1～3月分の報告時のみ) 通年の収支決算額

(4) (1～3月分の報告時のみ) 通年の(1)の件数

(5) (1～3月分の報告時のみ) 通年の(2)の支払い内訳

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により、実績報告があったときは、その内容について審査を行い、適当と認めるものについて、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、報告された実績に基づき3か月ごとに支払うものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 市長は、第5条ただし書きの規定により、補助金の交付予定額を通知した場合において、年度末までに、当該年度の補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、医師会に通知するものとする。

(備付帳簿)

第9条 医師会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、藤沢市病院群輪番制病床確保対策費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

病院群輪番制病床確保対策費補助金交付要綱に基づく
補助金の額等について

病院群輪番制病床確保対策費補助金交付要綱第3条第3項に規定する単価については次のとおりとする。なお、今後病床確保の実施状況等を勘案して、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとする。

1 補助金の単価については、同条第1項に定めた転送患者に対する受け入れ件数1件あたり30,000円とする。

2007年（平成19年）7月1日制定

2009年（平成21年）4月1日改正

2011年（平成23年）4月1日改正